様式第十二号(第十条の十二関係) (第1面)

特別管理產業廃棄物収集運搬業許可申請書

OO年**OO**月 **OO**日

群馬県知事 あて

※登記事項証明書(又は住 民票) に記載されたとおり に記入してください。

申請者

ふ り が な ぐんまけん おおたし はまちょう 住 所 *群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号*

ふりがな じょうしゅうかんきょう あかぎたろう 氏 名 *株式会社上州環境 代表取締役 赤城太郎*

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0276) 47-0000

郵便番号 000-000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集 運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の 種類及び積替え又は保管を行うかど うかを明らかにすること。)	特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く) ※収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類を記入 ①廃油(揮発油等)、②廃酸(特定有害物質)、③廃アルカリ(特定有害物質)、④感染性産業廃棄物、⑤廃ポリ塩化ビフェニル等、⑥ポリ塩化ビフェニル汚染物、⑦廃水銀等 ※②、③の特定有害物質については、別表のとおり ※②、③については、水銀回収義務の対象を含む ※⑤、⑥については、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 000-000 群馬県太田市浜町00番00号 電話番号 (0276) 47-0000 事業場 〒 000-0000 群馬県桐生市織姫町00番00号 電話番号 (0277) 46-0000
事業の用に供する施設の種類及び 数量	様式第六号の二 (第2面) のとおり
積替え又は保管を行うすべての場所 の所在地及び面積並びに当該場所ご とにそれぞれ積替え又は保管を行う 特別管理産業廃棄物の種類、積替え のための保管上限及び積み上げるこ とができる高さ	積替え保管は行わない
※ 事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

申請書(記載例)

	式第十二号			(第)	2面)	II	れない場合に	
所県のものを含む。) を		til. o dett	都道		1	▋は別紙を	追加しても可。	月日)
						00801	000000	4
番号 (申請中の場合に、申請年月日)								
非諸年月日								
請者 (個人である場合)	は、申請年月日)				rh 3 ‡			
(ふりがな) 氏 名 生年月日 本 籍 所 *** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	カキギ (畑 レベナフ	TH V /		<i>十栗県</i>	甲	f# (OO#	〇〇月〇〇日甲謂	<u>り</u>
氏 名 年 月 日 住 所 ※住民票のとおり記入 株 株 株 株 株 株 株 株 株		場合)			*		经	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	` ` · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	生 年	月日					
##	1,7				•		[7] 	
(法人である場合) (ふ り が な) 名 本 E231493かは229 株式会社上州環境 深度県太田市浜町〇〇番〇〇号 深度代理人 (申請者が法第1 4条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合) (個人である場合) (ふりがな) 氏 名 生 年 月 日 本 籍 (法人である場合) (ふりがな) 名 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※後日票及び登記されていないことの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (ふりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないにとの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (よりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (よりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (よりがな) 生 年 月 日 本 籍 日 大 名 日 所 ※住民票及び登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (よりがな) 生 年 月 日 本 第 日 大 名 日 所 ※住民票及び登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (よりがな) 生 年 月 日 本 第 日 大 名 日 所 ※ 日 所 所 日 所 日 所 日 所 日 所 日 所 日 日 日 所 日 所		S33.	<i>5.</i> 8				※住民票のとお	り記入
(ふ り が な) 在 所 ※登記事項証明書のとおり記入		·)			<u>МНИХЛП</u>			
大式会社上州環境					住		所	
株式会社上州環境	,				,		///	
定定代理人 (申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合) (個人である場合) (ふりがな) (法人である場合) (ふりがな) (ふりがな) (なりがな) (なりな) (な		うしゅうかんき	よう			※登記事	环項証明書のとお	り記入
(個人である場合) (ふりがな) 氏 名 生 年 月 日 本 籍 住 所 (法人である場合) (ふりがな) 本 住 所 ※該当者がいる場合記入 その者の住民票及び登記されていないことの証明書を添付 役員(法定代理人が法人である場合) (ふりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないごとの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (ふりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※ 登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 ※ 登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 ※ 登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 ※ 登録名・呼称 住 所 あがぎ たちラ 赤城 太郎 代表取締役 群馬県渋川市赤城町市赤城山〇〇番 くきっ よいとこ 草津 酔床 取締役 群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番 くきっ よいとこ 草津 酔床 取締役 群馬県渋川市伊香保町〇〇番	株式会社	上州環境	į.	群馬県太田市	<i>浜町〇〇番〇</i>	<u> </u>		
(ふりがな) 氏 名 生年月日 本 籍 住 所 (法人である場合) (ふ り が な) 名 本 住 所 ※該当者がいる場合記入 その者の住民票及び登記されていないことの証明書を添付 役員(法定代理人が法人である場合) (ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないことの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (員 (申請者が法人である場合) (ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 あがぎ たろう 赤城 太郎 代表取締役 群馬県渋川市赤城町市赤城山〇〇番 くさっ よいさこ 写り、7.1 群馬県吾妻郡草津町大字草津〇〇番 東津 酔床 取締役 群馬県が川市赤城町の〇番 いかほ ゆめじ 529.4.1 群馬県西後町一〇番	去定代理人(申請者	が法第二	1 4条第	5項第2号ハに	規定する未成	戈年者である	場合)	
氏 名 生年月日 住 所 (法人である場合) (ふ り が な) 名 作	(個人である場合))						
(法人である場合) (ふ り が な) 名 ((ふりがな)	1	左 日	П	本		籍	
(ふりがな) を 年月日 本 籍 氏名 役職名・呼称 生 月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 生 年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 生 年月日 大会長等)についても記載 と 年月日 本 第 日 大会長等)についても記載 と 年月日 本 第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	氏 名	生.	. 午 月	Р	住		所	
(ふりがな) 本 住 所 ※該当者がいる場合記入 その者の住民票及び登記されていないことの証明書を添付 役員(法定代理人が法人である場合) (ふりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないことの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 員(申請者が法人である場合) (ふりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 あがぎ たろう								
(ふりがな) な (ふりがな) を 年月日 本 籍 氏名 (公職名・呼称 生 年月日 本 籍 氏 名 (公職名・呼称 生 年月日 本 第								
A A A A A A A A A A	(法人である場合)							
※該当者がいる場合記入	,	りが			住		所	
その者の住民票及び登記されていないことの証明書を添付 役員(法定代理人が法人である場合) (ふりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないことの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 員(申請者が法人である場合) (ふりがな) 生 年 月 日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 あがぎ たろう	名	F	. 1/2 1		<u> </u>		///	
役員 (法定代理人が法人である場合)						2		
(ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないことの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (高りがな) 生年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 あがぎ たろう ぶいとこ がな 群馬県渋川市赤城町北赤城山〇番 くさっ よいとこ 写浄 酔床 取締役 群馬県売川市赤城町の番 いかほ ゆめじ S29.4.1 群馬県高奏町〇〇番				•	登記されてい	ないことの	証明書を添付	<u> </u>
氏 名 役職名・呼称 住 所 ※住民票及び登記されていないことの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (事請者が法人である場合) 本 籍 (ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 あがぎ たるう 赤城 太郎 大き取締役 群馬県渋川市赤城町市赤城町のの番 くさっ よいとこ 草津 酔床 取締役 群馬県前橋市大渡町の番 いかほ ゆめじ S29.4.1 群馬県渋川市伊香保町の番)場合)				
※住民票及び登記されていないことの証明書を添付 ※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、 会長等 についても記載				· ·				
※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (申請者が法人である場合) (ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 あがぎ たろう	上 名	i 役	職名・	乎称	上 住		所	
※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (
※役員登記されていないが取締役以上の権限を有する者(顧問、相談役、会長等)についても記載 (申請者が法人である場合) (ふりがな) 生年月日 本 籍		F						
会長等) についても記載 本					-			
						(上の権限を	有する者(顧問、	相談役、
(ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 あがぎ たろう S18.2.7 群馬県渋川市赤城町北赤城町心番 赤城 太郎 代表取締役 群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番 くさっ よいとこ S19.7.1 群馬県吾妻郡草津町大字草津〇〇番 ウかほ ゆめじ 野部役 群馬県前橋市大渡町〇〇番 いかほ ゆめじ S29.4.1 群馬県渋川市伊香保町〇〇番			会長	等)についても	記載			
(ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 役職名・呼称 住 所 あがぎ たろう S18.2.7 群馬県渋川市赤城町北赤城町の〇番 赤城 太郎 代表取締役 群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番 くさっ よいとこ S19.7.1 群馬県吾妻郡草津町大字草津〇〇番 ウかほ ゆめじ S29.4.1 群馬県渋川市伊香保町〇〇番	 设員(申請者が法人	である場	易合)					
### ### ### ### #####################	(ふりがな)	生 年	月日		本		籍	
赤城 太郎 代表取締役 群馬県渋川市赤城町南赤城山〇〇番 くさっ よいとこ	氏 名	役職名	• 呼称		住		所	
くさっ よいとこ S19. 7. 1 群馬県吾妻郡草津町大字草津〇〇番 草津 酔床 取締役 群馬県前橋市大渡町〇〇番 いかほ ゆめじ S29. 4. 1 群馬県渋川市伊香保町〇〇番		S18.	2. 7	群馬県渋川市	赤城町北赤城	一一一		
草津 酔床 取締役 群馬県前橋市大渡町〇〇番 いかほ ゆめじ S29. 4. 1 群馬県渋川市伊香保町〇〇番				+		-		
いかほ ゆめじ S29.4.1 群馬県渋川市伊香保町〇〇番	· · · ·							
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					沓		
伊香保 夢二 取締役 群馬県渋川市石原〇〇番						店八八季		
みなかみ おんせん S22. 10. 10 群馬県利根郡みなかみ町湯原〇〇番 水上 恩千 監査役 群馬県利根郡みなかみ町後閑〇〇番	'			1				

様式第十二号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

- <u></u>				
発行済株式 の総数		3,000 株	出資の額	<i>3,000,000</i> 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
八石又は石が		割合	住	所
あかぎ たろう	S18. 2. 7	1,500株	群馬県渋川市赤坂	成町北赤城山〇〇番
赤城 太郎	S10. 2. 1	50%	群馬県渋川市赤坂	成町南赤城山〇〇番
はるな じろう	S30. 2. 1	1,000株	群馬県高崎市榛々	名山町〇〇番
榛名 次郎	550. 2. 1	33.3%	群馬県高崎市榛々	名湖町〇〇番
みよぎ さぶろう	S30. 3. 20	500株	群馬県富岡市妙事	養町岳〇〇番
妙義 三郎	550. 5. 20	16.7%	群馬県富岡市妙事	養 <i>町妙義〇〇番</i>

※直前決算期の法人税確定申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」の写しを添付ただし、申請日現在の株主又は出資者若しくは金額に変動が生じている場合には、その変動を決議した議事録の写しを添付

法人設立後最初の決算期を迎えていない場合は、法人代表者が作成し原本証明した株主名簿 又は出資等を証明する書類を添付

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな)	生年月日	本	籍					
氏 名	役職名・呼称	住	所					
	※該当者がいる場合記入 その者の住民票、登記されていないことの証明書及び証明書類(雇用及び役 職又は地位を証明できるもの)を添付							
	1 本店又は支 2 継続的に業	務を行うことができる施設を	で、次に掲げるものの代表者 、主たる事務所又は従たる事務所) 有する場所で、廃棄物の収集若し 契約を締結する権限を有する者を					

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する すべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記 載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

当社は既に産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、業を営んでおりますが、今回排出事業者の要望により新たに引火性廃油等を取り扱うため、特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請を行いました。廃棄物は積替え保管を行わず、即日処分施設に搬入します。

※「予定排出事業者の所在地」または 「予定運搬先の所在地」のどちらか は必ず**群馬県内**となります。

| 2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

• -	V / W / E / N/	(13)			工	
	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃 油 (揮発油等)	〇m3/月	液状	00化学(株) 00県00市	なし	(株)〇〇環境化学 〇〇県〇〇市
2	廃酸(水銀回 収義務の対 象を含む)	Ot/月	液状	同上	なし	同上
3	廃酸(上記以 外の特定有 害物質)	Ot/月	液状	同上	なし	同上
1	廃アルカリ (水銀回収 義務の対象 を含む)	Ot/月	液状	同上	なし	同上
5	廃アルカリ (上記以外 の特定有害 物質)	Ot/月	液状	同上	なし	同上
;	感染性産業 廃棄物	Ot/月	固形	〇〇病院 〇〇県〇〇市	なし	同上
7	<i>廃ポリ塩化</i> ビフェニル 等	Ot/月	液状	〇〇化学(株) 〇〇県〇〇市	なし	0000(株) 00県00市
3	ポリ塩化ビ フェニル汚 染物	Ot/月	固形	同上	なし	同上
9	廃水銀等	Ot/月	液状	同上	なし	OOOO(株) OO県OO市

※水銀を含有する特別管理産業廃棄物(水銀回収義務のあるものに限る)を処分できる施設は、

「最終処分:なし」「中間処理(水銀使用製品産業廃棄物):①許可を受けたばい焼施設または蒸留施設で水銀が回収できる施設、②大気中に水銀が飛散しない方法で分離できる施設」「中間処理(水銀含有ばいじん等):許可を受けたばい焼施設または蒸留施設で水銀が回収できる施設」

※水銀を含有する特別管理産業廃棄物(水銀回収義務のあるものを除く)を処分できる施設は、

「最終処分:遮断型または管理型最終処分場で水銀が埋め立てられる施設」「中間処理:大気中に水銀が 飛散しない方法で分離できる施設」

(第2面)

	搬施設の概要	※車検証のとお	り記載してくだ	· さい.		1		
(3) 積	搬車両 覧 替施設又は保管施設	ひの概要			-			
	車体の形状	目動車登録番号	最大積載量	所有者又	け使用者	備考		
	- I+-4>7D-VC	又は車両番号	(kg)	//111 11 //	16 (2/11 11	Vm · J		
₁ <i>1</i> 2≢	春老菜香は行わな	群馬 100	10, 000	株式会社第	環境〇〇			
⊥ <i>1貝</i>	育ん体育は1142は	i) 22-22						
	バン	群馬 400	3, 000	株式会社第	環境への			
2		う 33-33	,	7, (1, 1,1,2)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	(群馬県(前橋市及	 び高崎市を除く)内で積犁	孝え保管を行わ な	よい場合は、	添付不要			
1		7. 44 44						
4	タンク車	群馬 800	2, 000	株式会社第	環境〇〇			
4		<i>₺ 55−55</i>						
	冷蔵冷凍車	群馬 800	2, 000	株式会社第	環境〇〇			
5	1,47,540,14.514.7	<i>⊅</i> • 66−66	_,	7, (1,)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
7	他人名義の運	画を複数の収集運搬業者を 開車両を申請する場合には 日していないか確認してくる	は、使用権原を				′ I	
	<u> </u>		火で ILTX レ く ヽ	/ = C + · 0			┰	
8		いない増車や減車につい				, \ ₀		
9	・事務所(群馬	ついて、次のとおり「付近(5県内に限らず、必ず添付	してください。))				
10	・事業場(群馬県内に事業場がある場合は、必ず添付してください。) 10 ・駐車場(群馬県内に駐車場がある場合は、必ず添付してください。)							
事務所	の所在地	''' 						
駐車場	同上 の所在地							
(2) 3	その他の運搬施設の	概要						
運搬	般容器等の名称	用途	容	量	備	考		
£	調製 ドラム缶	廃油(揮発油等)	20	OOL				
※ 感染	進魔業物専用容器 る ^立	下面図 感染性產業廃棄物	構造図及び設え	が算書並び	に当該施設の	付近の見		
		廃ポリ塩化ビフェニル等、	20	0 0 L				
(.	鋼製ドラム缶)	ポリ塩化ビフェニル汚染	物					
	廃水銀	廃水銀等	2	0 L				

様式第六号の二

(第3面)

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1)車両毎の用途

車検証に「土砂等以外」の積載物制限が記載されている場合

土砂等禁止車両では、鉱さいは運搬しません。

① キャブオーバ

廃油(揮発油類)、廃酸(特定有害物質)、廃アルカリ(特定有害物質)、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物、廃水銀等

②バン

感染性産業廃棄物

3タンク車

廃油(揮発油類)

④冷藏冷凍車

感染性産業廃棄物

- (2)収集運搬業務を行う時間 9時~17時(休憩 1時間)
- (3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始(12月28日~1月3日)

従業員数の内訳

OO年OO月 OO日現在

請者の登記上	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	申請者の登記	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
3人	1人	0,1	1人	5人	3人	ол	13人

※役員及び使用人の数は、様式第六号の第2面及び第3面と整合をとってください。 法人全体の人数を記載し、規模が大きい会社については、この申請の事業に関係する社員をうち数で () 書きしてください。(合計欄は、() の数と役員の数の合計としてください。)

(第5面)



○運搬に際し講ずる措置

【飛散流出防止対策】

- ・様式第六号の二(第2面)の容器に入れて運搬する。
- ・廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物は、別添事業計画書のとおり。

【悪臭防止対策】

・必要に応じ容器を用いるとともに、運搬車両の清掃及び他施設の清掃に努め、運搬する特別管理 産業廃棄物から悪臭が発散しないよう留意する。

【感染性産業廃棄物の取り扱い】

・感染性産業廃棄物は、冷蔵冷凍車で運搬するか、20℃未満となるよう冷蔵装置を備えた専用容 器に入れて運搬する。 (第6面)

運搬車両の写真

自動	車登録番号又 群馬 100
は車	両番号 <i>い 22-22</i>
	写真の方向等について図示するのが望ましい。 注意事項 ・車両の 前面(真正面) を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。
前	
面	・カラー写真を添付してください。 (デジカメ可)・車両の全容、自動車登録番号が明確に確認できるものとしてください。・記載しきれない場合には、この様式を複写して添付してください。
写	・土砂等禁止車両では、鉱さいは、運搬不可です。
真	
側	注意事項 ・車両の 側面(真横) を撮影すること。
面	・名称等の車体の表示が確認できること ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項(「産業廃棄物 収集運搬車」、「会社名(事業者名)」、「許可番号」)が 表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 写真も添付すること。
写	
真	
	撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	鋼製ドラム缶	用途	様式第六号の二	(第2面)	のとおり
注意事項 ・容器等の全	:体が写るように撮影すること。				

運搬容器等の名称	感染性廃棄物専用容器	用途	様式第六号の二	(第2面)	のとおり
注意事項・容界等の会	体が写るように撮影すること。				
存储分型	(本が、子のよう)(こ)政策グラのこと。				
		撮影	〇〇年〇〇月		

(第7面)

運搬容器等の写真

注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。 ・カラー写真を添付してください。 (デジカメ可) ・容器等の全体が明確に確認できるものとしてください。 ・記載しきれない場合には、この様式を複写して添付してください。	機容器等の名称	PCB廃棄物専用容器 (鋼製ドラム缶)	用途	様式第六号の二	(第2面)。	のとおり
 ・容器等の全体が写るように撮影すること。 ・カラー写真を添付してください。 (デジカメ可) ・容器等の全体が明確に確認できるものとしてください。 						
・容器等の全体が明確に確認できるものとしてください。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	:体が写るように撮影するこ	.と。			
・容器等の全体が明確に確認できるものとしてください。						
・容器等の全体が明確に確認できるものとしてください。	・カラー』		 (デジカメ同	π)		
ıı II	・容器等 <i>0</i>	全体が明確に確認できるも	らのとしてく	ださい。	√ `₀	

	<i>銀等専用容器</i> テンレス 製) 用途	様式第六号の二	(第2面) のとおり
--	-------------------------------------	---------	------------

注意事項

・容器等の全体が写るように撮影すること。

撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

(第8面)

			事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法						
	Þ	为 訳	金 額 (千円)						
事業の開始に要する 資金の総額			25, 000						
		土 地	購入費 5,000						
		事務所1	造成費 2,500 建設費 5,000						
		事務所2	造成費 1,500 建設費 3,000						
		収集運搬車両	購入費 2,000						
		積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000						
調	É	己 資 金	5, 000						
	借	等 <i>入 金</i>	20,000						
達									
方									
法	そ	・ の 他							
	堆	資							
新たな資金を要しない場合には、いずれかの余白にその旨を記載してください。 (例)「他県で許可を受けて特別管理産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、許可申 新たな資金は必要としない」 (例)「建設業を営んでおり、車両や容器も備わっているため、許可申請に際し、 は必要としない」									

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

(第9面)

資産に関する調書(個人用) *〇〇年〇〇月〇〇日*現在 資産の種別 内 容 数 量 価格、金額(千円) 定期預金 3, 000 現金預金 有価証券 株式 1,000株 100 未収入金 売掛金 受取手形 自宅宅地 1 1 0 m² 20,000 土 駐車場土地 自宅 建 物 1棟 12, 000 備 品 車 ダンプ 1台 3, 000 両 その他 資 計 産 38, 100 価格、金額(千円) 負債の種別 内 容 数 量 長期借入金 19,000 短期借入金 500 未払金 預り金 前受金 買掛金 支払手形 その他 計 19, 500 負 債

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

00年00月00日

群馬県知事様

申請者

住所 *群馬県太田市浜町〇〇番〇〇号*

氏名 **株式会社上州環境 代表取締役 赤城太郎**

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(参考) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号

- イ 第7条第5項第4号(イ)から(f)までのいずれかに該当する者 第7条第5項第4号
 - (4) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
 - (ロ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
 - (二) この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(注1)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第22条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (ホ) 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。) 若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。) 若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
 - (^) 第7条の4若しくは第14条の3の2 (第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。) 又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。) の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。) の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。) で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - (ト) (ヘ)に規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、(ヘ)の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人(注2)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人(注2)であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
 - (チ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注2)のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人(注2)のうちにイ又は口のいずれかに該当する者のあるもの
- へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (注1) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (注2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
 - (1) 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
 - (2) (1) に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請書(記載例)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 別表 取り扱う特定有害産業廃棄物の種類 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

※取り扱う品目の欄に「○」を記載してください。

	※取り扱う品目の欄に「○」を記載し							てください。
廃棄物名有害物質	特) 燃え殻	特)汚泥	特)廃油	特)廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉱さい	特) ばいじん	特) 13 号 廃棄物
アルキル水銀化合物				0	0			
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水								
銀回収を義務付けるものを除く。)								
水銀又はその化合物 水銀又はその化合物(環境省令で定め				0	0			
ふ歌又はての記古物(環境有句で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)								
カドミウム又はその化合物				0	0			
鉛又はその化合物				0	0			
有機燐化合物								
六価クロム化合物								
砒素又はその化合物								
シアン化合物								
PCB								
トリクロロエチレン								
テトラクロロエチレン								
シ゛クロロメタン								
四塩化炭素								
1,2-ジクロロエタン								
1, 1-ジクロロエチレン								
シス-1, 2-ジクロロエチレン								
1, 1, 1-トリクロロエタン								
1, 1, 2-トリクロロエタン								
1, 3-ジクロロプロペン								
FÒJA								
<i>भून</i> भू" भू								
チオベンカルブ								
ベンゼン								
セル又はその化合物								
1, 4-ジオキサン								
ダイオキシン類								